

感染の再拡大防止に向けて

1. 感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県（※）との不要不急の往来を控える。

行動の ポイント

※ 宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府、沖縄県、**埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県**（R3. 4. 20現在）

- ・また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

行動の ポイント

3 職場内では

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。

行動の ポイント